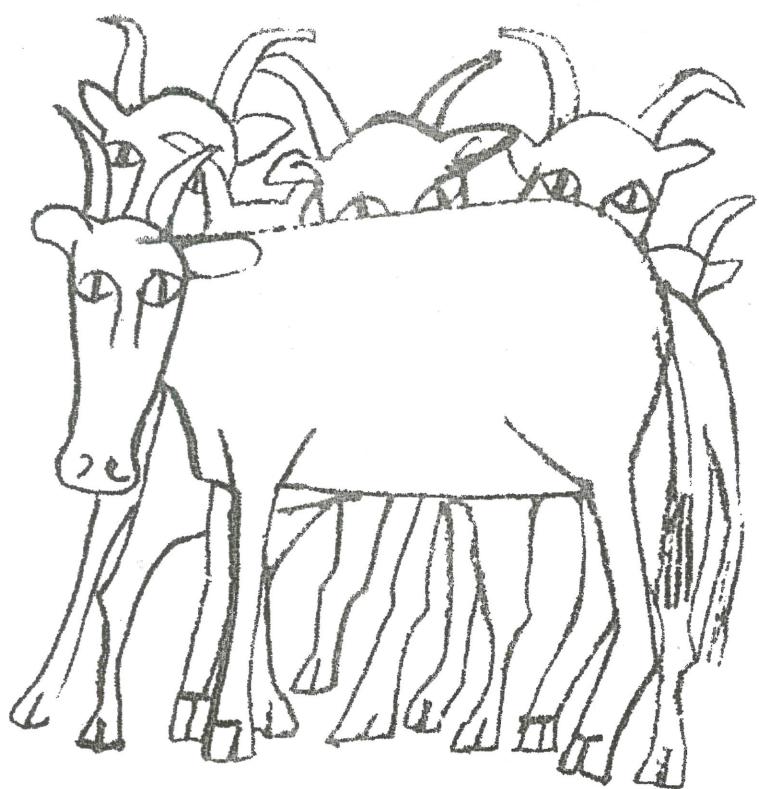


泉水国賠通信



n-ro 3

朝、夜明けの時間から二時間位の間はこの時刻でもそのすがすがしさを感じさせてくれ、室内にあっても気分のいいものですから、何も出来ない此処にあって唯座つてゐる丈なのですが、その時間を起きて過ごしてゐる私です。

年寄りだから眼ざめが早いので……と笑わないで下さい。私にとって、それが今最高に至福のひと時でもあるのです。床の中であれこれ思いめぐらしたり考えたりする（こより（例えは違つても、下手な考え方休むに似たり同様）何も考えずに自然の音の中に丈ひとりいることを、すばらしいことを感じてゐるのであります。社会にあってご多忙に過ごす方々にこつたら何をのんきな！ と叱られるかも知れませんが……

二〇一一年八月一日

泉水博

編集前記——「順変」「無事故剥奪」裁判特集号

今号は、泉水さんのもう一つの国賠——

「順変」「無事故剥奪」裁判の特集号です。

泉水さんが置かれている立場がいかに過酷

なものかをもつと知つて欲しいのです。

わたしは泉水さんに初めて面会に行つた

のは、二〇〇七年七月一九日。刑務所が共

同訴訟の方で「証拠」として出してきた

「接見表」を見ると、その日付が正確に記

録されている。しかし、立会人に速記能力が

ある訳ではないから、話の内容はかなり恣

意的な部分だけで、ものすごく大雑把。け

ど、それゆえいつそう、立会人が記録した

メモから泉水さんのおかれている状況が浮

かび上がる。

九月六日。「懲罰の件で上申書を出そう

と思っている」「管区長に審査の申請をする

と工場に出られず、独居拘禁に……」「無

事故の剥奪について納得いかない」「この

暑さで、つい濡れたタオルで足を拭いたこ

とが不正拭身ということで取り調べ」「懲

罰執行の再審査をしてもらう事、無事故剥

奪の二件を提出します」

そして、一〇月二十五日。「刑の切り替え」
「五年無事故がないと、検察で却下になる」
「五年無事故がないと、検察で却下になる」
「脇見」「抗弁」……

多分この日、わたしは初めて「順変」と

耳にしたことのない言葉や。意味がわから

なかつた。以後、何度もこのことば、「順

変」がでてくる。

一月二〇日。「私が一番引つかかって

いるのは、無事故の問題です。無事故剥

奪」「過去の成績まで没収するのはおかし

いです。仮釈放に無事故はかなり強く影響

しますから……」

面会時間は二〇分。丸いツブツブの小さ

な穴が空いてるボードで隔てられているの

で、声が聞き取りにくい。

「順変」もそうやつたけど、初耳なのが

屢々。聞き返したりしてると、すぐに時間が

がきてしまふ。

接見室で見る泉水さんはいつもにこにこ

していて、とても穏やかな印象や。

でも、もうずっと泉水さんはこの「順

変」には非ず

裁判用の書類という性格上、けつして読み易いとはいえないけれど、泉水さんの「意見陳述」をぜひ最後まで読んでください。泉水さんのややこしい刑の執行指揮、その理不尽な実態が切々と述べられています。

それから、「怒りていう、逃亡には非ず」(河出書房新社、一九九三)刊行後、岐阜刑務所に下獄してからの泉水さんについて書いた松下竜一さんの原稿があると教えられた。「西日本新聞」に「諭吉の里で」という題で連載した文章の中の一つ(二〇〇一年一月、連載第二三回)。ガサの話になる最後の部分は略したから抄録で申し訳ないけど、許可をもらつて、こちらも掲載させてもらうこととした。

(風)

一九九五年七月一日をもつて岐阜刑務所に収監された泉水博は、ほとんど孤絶に近い状況に置かれている。

周知のように、確定囚は下獄後は近親の身内か代理弁護士としか面会や文通が許されないが、彼の場合は唯一の肉親であつた兄が病没し、フィリピンの妻も来日できなくて、該当する面会者も文通相手もいないのだ。

娑婆との唯一の窓口となつてゐるのが、彼の公判を担当した弁護団の一員であつた東京在住の三島浩司弁護士である。

泉水の下獄にあたつては肉親のいないことを気遣つて、弁護団から安田好弘、三島浩司の両弁護士が身柄引受人となることを申請したが、刑務所側から「二人の身柄引受人は前例がないので一人にしてほしい」という要請があり、三島弁護士にしぶつたという経緯がある。

そのかんの事情を記した、三島弁護士宛ての泉水の手紙(九六年七月二十五日)がある。

過日は、ご多忙の中をその貴重なお時間を費してのご面会を戴き大変ありがとうございました。

何時に変らぬ先生の暖かいお人柄に接することができます。感謝いたしました。

その上、安田先生とお二人で小生の身柄を引き受け下さることを伺い、誠にありがたく衷心より深く感謝いたします。とてもうれしく、その喜びは筆舌に尽くせぬものです。

当日はその感激の余り、食事ものどを通らぬ程で、そのうれしさありがたさに涙してしまいました。小生の様な者にまで何時までも暖かいお心使いを賜りおりますこと、唯々感謝、感激いたしました。小生の次第です。

さて、小生此處岐阜刑務所へ移つて早一年が過ぎ、仕事(縫製作業)出役後十カ月となりました。

この間、身柄引受人については、更生保護会に引受けさせていただこうと決めていました。しかし、当所分類課にお願いして、その手続を経て、保護観察所の照会の下、都内三カ所、神奈川県三カ所の更生保護会からその引受けを拒否されていました。そして、なお他県の保護会照会を受

かくも不当な処遇(抄) か松下竜一

けるよう、保護観察所からの返答を受けていたる次第でした。
そうした状況下にあつた時、先生の面会を戴き、そのお話を伺い、その悩みを解決していただけた次第です。

だが、なぜかいまだに岐阜刑は泉水博の身柄引受人を確定していない。しつかりした身柄引受人がいるかいなかで仮釈放の時期が左右されるほどに重要であるのに、なぜ確定がこんなにも遅延しているのか、なにがひつかかっているのか三島弁護士にもわからないという。ふつう、弁護士が身柄引受人となることに問題はないはずなのだ。

身柄引受人ではないがゆえに、三島弁護士の面会や文通は岐阜刑務所々長の裁量によつて特例として許されるという形になり、きわめて制限を受けていた。

私が岐阜刑での泉水博の現況を確かめようとして三島弁護士に問い合わせたとき、氏から送られてきたのは泉水から三島弁護士に当たた五通の手紙のコピーだった。それがほぼ五年間の獄中からの手紙の全部だという。

その中から、彼の獄中処遇に触れる部分を紹介する。（一九九九年一月七日 第三信）

東拘より当所移監（九五・七・一）後の経緯概略をご報告します。

当所入監で小生の呼称番号は八〇二番が付されました。この八〇〇番台の呼称番号は、所謂政治犯該当者に付されているもので、つまり入監した途端から、誰（職員、同囚）でもすぐに解るこの呼称番号が付され、差別の構図に当てはめ画されているのが当所の実状です。

これまでの三年半余の経験で、その風当たりの弱いものでないことは思い知らされてきました。また追々書いてまいる所存ですが、そうした傾向は時代に逆行しているとの感を強くさせられています。

ところで、当所入監のその日から「考查中」の下に昼夜間独居室へ入室、翌日から居室内作業（俗に「モタエ」という内職仕事）が課され一ヶ月が経過、その間、東拘在監中以来のばしていきます。

た頭髪を切ることを条件に、工場出役が可能となる旨告げられ、坊主刈りとなる。

その後、新入教育班へ編入され、約一ヶ月それを受け、八月末日に工場出役となりました。第二工場です。居室は工場出役者の夜間独居棟へ転出。

この工場は書記（計算夫）、衛生夫（掃夫）各一名を含めた、平均四二、三名（定員四六名とか）が就業人員で、仕事は作業衣（ガソリンスタンド等でみられる所謂ツナギ服）の縫製工場で、社会の専門の会社からの発注を受けての下請作業「職業訓練工場」となっていますが、これは看板に偽りありで名ばかり、別に何か専門知識の学習等がある訳ではなく、一日中ミシンを踏み続けている丈なのが実態。

さて、この工場出役後の一ヶ月を経ない九月中旬過ぎに「担当指示違反」で三日間の軽辱禁懲罰を受け、累進処遇階級が四級に降下となりました。

解罰後、同工場へ再出役、就業六ヶ月後の九六年四月に三級に復級となるも、またその一ヶ月後に今度は「担当抗弁」で叱責懲罰を受け、またまた四級へ降下となり、同工場へ再々出役就業六ヶ月後の九六年十二月に三級へ復級、そして現在に至っております。

（中略）

ところで、この二月一日をもつて待望の累進処遇階級の二級に進級しました。

（中略）

小生の体調の方は、東拘在監時の九三年当時から血圧降下剤の投薬を受け続けていたのですが、昨年の夏からその投与も止まり、以後順調です。現在は血圧七五～一五〇の状態です。若い人達にまじって運動（ソフトボール、軟式テニス、卓球等）にも精を出しています。

『怒りていう、逃亡には非ず』以降の泉水博を知りたい読者のために、彼の手紙の公開の是否を問い合わせると、三島弁護士は「じゃあ、ぼくが面会に行つて本人に確かめて来ましょ。ぼくも久しく行つてないから」といわれた。岐阜刑務所は随分不便な場所にあるというが、多忙な人に厄介事を催促する形となつて私はいたく恐縮した。面会から帰つての三島弁護士の答は「諾」であった。

私は『怒りていう、逃亡には非ず』の「あとがき」を泉水博の重い沈黙で結んでいる。弁護士によつて差入れられた作品を読んでいるにもかかわらず緘默を続ける彼に、私は無言の拒否を感じ取つていたのだ。いや、彼が何も語らないのは、「自分如きがいうべきではない」という泉水一流の謙虚さで、彼はきっと感激しているはずだと泉水の内心を忖度したのは、丸岡修であつた。東京拘置所に在監している日本赤軍幹部丸岡は、なにかと同志泉水を気遣つているのだ。

丸岡の推量通りであつたことは、のちに泉水が弁護士宛てに書き送つた手紙の一節で知ることができます。

『怒りていう、逃亡には非ず』は再版となつたよし、斯くも多くの人達に、眞実・真相を認識していただいていることを思うと、唯々、大変にありがたく、かつ、うれしい限りです。松下先生にも、改めて感謝いたしおり、お札を述べたい氣持でいっぱいです。小生のこの心の内を、おついでの折にも、どうぞ呉々もよろしくお伝えいただきたいと思います。

泉水が本稿での手紙の引用紹介に応じてくれたのも、右の氣持の延長のことであつたろう。私がどうしても引用紹介したかったのは第二信（九八年十一月九日）の次の部分である。第一信から一年余が経過しているが、そのかん泉水が手紙を書かなかつたわけではない。何度も書きながら、いずれも刑務所当局によつて「必要性を認めない」として発信が許されなかつたのだ。それほどに厳しい制限下に置かれていたことになる。

私自身の仮出獄は、容易なことでは適えられないであろうことは重々認識しております。もとよりこの境遇にある者にとって、その仮出獄を否定する者は唯一人としておりませんが、だからといって私は自分の意志を曲げてまして、その希みを得ようとはいささかも考えていません。ましては自己の利害のために……例えばこれまで何度も繰り返されて來た転向の件が今後も当然出され来ること確実でしょうが、これまでと変わらぬ姿勢を貫きたいとするのは、すでに先生どに厳しい制限下に置かれていたことになる。

がご存知の様に思想、イデオロギー的にどうのと言つたものでないこと、その様なむつかしいことは私には解らないのが正直な処であります。

私としては、唯、自分の考える信義に忠実でありたいからです。この歳になつて、今更意氣があるのでも、また片意地を張る訳でもありません。いささか大仰な言い方かも知れませんが、この後に残された人生が決して多くはないからこそ、より自分の生き方を全うしたい、自分に正直に生き抜きたいと心している故であります。生意気な言い方で恐縮です。

勿論、斯うした生き方が他人に理解を得られるか否かといつたことも問題外です。斯様な私の姿勢が、将来的に種々の要件に影響することは考へた上のことです。

仮釈放して下されば出獄させていただきますが、そうでなければ入つてゐるよりない身ですか

ら……勿論、千葉刑時代の呼称番号「五九四」をいささかも望む者ではありません（笑い）。

修さんの強い精神力に学び、意地でも婆婆の土を踏む氣概は持ち続けて生き抜く覚悟です。もう日本の婆婆の地を踏むことのないまま四〇年が近くなりました。正に今浦島ですね（笑い）。

以上、私の姿勢については、先生にご理解戴いていることとは存じますが、改めて変わらぬ存念を加筆させていただいた次第です。

ここに泉水博という人の人となりはいい尽くされている気がして、どうしても引用紹介しておきたい部分だった。

この手紙に出てくる修さんはいうまでもなく丸岡修のことだが、東拘から何かと泉水に心を配つてくれた丸岡自身も、二〇〇〇年三月二十八日に無期懲役刑が最高裁で確定する。日航機をハイジャックしたドバイ事件とダッカ事件の実行犯とされたのだ。（丸岡本人は無実を主張している）下獄をしての最後の手紙を、丸岡は次のように結んでいる。（「ザ・パスポート」号外、二〇〇〇年四月七日発行）

「仮釈放」には何の望みも持つていません。転向を迫られて、それに応じることはありません。

今の政府に私から頭を下げません。皆さんのが本当の人民の政権を実現した時に、私を獄から出してください。それを心待ちにします。

明日への希望を持ち続け、必勝の信念で新たな長い闘いでもあります。生ある限り、闘い続けます。

病気（慢性心不全）については、戦場に居る時と同じで、死を恐れず、生を諦めず。私はしつこいのです。

それでは、行つてきまーす！

お互ひ元気に必ず再会しましょう！（無事出所して、お好み焼きときつねうどんを食べんね）

多謝！

丸岡は他の手紙で、もともと刑事犯である泉水の場合は「転向」を迫られることはないとおりでない。いかと樂觀視しているが、實際には繰り返し転向（日本赤軍から脱し、その内情を陳述すること）を迫られていることは泉水の手紙に見られるところである。

その非転向の姿勢が影響しているのだろうが、泉水の仮釈放の見通しはまったく立っていない。無期懲役刑の場合、順調に獄中処遇の等級が上がって一級に至れば、二十年とは経たずに仮釈放が検討されることになっているので、泉水もその対象のはずなのだ。

泉水博の場合、強盗殺人で無期懲役刑が確定し収監されたのは六一年五月なので、そのときからかぞえて途中ほぼ十一年間の超法規的措置による出獄期間を除いて、現時点（二〇〇〇年七月）で通算二十八年余の服役となり、旅券法違反の有期刑を加算しても仮釈放の対象にはとっくに達しているはずである。

だが泉水自身が獄中で確かめたところによると、無期刑の執行起算日が八八年六月になつているのだという。これは泉水がフィリピンで逮捕され東京拘置所に収監されたときである。そこから無期刑の執行があらたに始めるのだとすれば、超法規的措置による出獄となる前に服役していた十六年余はまったく「なかつた」ことになる。

フィリピンで逮捕され東拘に収監されたとき取調べの検察官自身が、出国期間中は「通刑」ということで無期懲役刑が執行停止になつていたのだから、君には時効は成立しないと説いていたといふこともあって、泉水が出国前の服役の延長として考えたのは当然だった。それがそうではなく八八年六月からの起算とされていると知ったときの、泉水の驚き、怒り、落胆は察するに余りある。

「なぜ、新しい起算日に変わったのか、その法的根拠は？」と問う泉水に対し、岐阜刑務所の回答は「君の場合、他に例をみない特殊な例なので解らない。君の方で調べてくれ」という無責任さわまるものであった。泉水の歎息しきりが聞こえるようである。

第五信（九九年七月二十八日）では、自らを「飼い殺し者」と呼んでいる。

今年もまた、兄の墓まいりをいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。先の「ザ・パスポート」82号誌上にその折の写真及びその説明等掲載されていたのですが、残念ながら当局による墨ヌリとなり、ご参加いただいた皆様のご様子を知ることはできませんでした。関係者の皆様方には、どうぞ先生より呉々もよろしくお伝えいただき度く存じます。

先生の身柄引受人としての確定のないまま、到頭三年の経過を見る状況となりました。この異常さには、唯々呆れ果てて言葉もありません。

最早、保護観察所による、単なるお役所仕事の遅延といった問題ではなく、明らかに何か意図的な思惑の下に引き延ばされていると言つても決して過言ではないでしょう。それとも、所謂「飼い殺し者」には、身柄引受人の必要はないという意もあるのでしょうか……冗談はともかく、この愚弄の有り様には腹立ちを否めないのが実状です。

固より、小生の僻み、妬み、反感等々からの解釈ではありません。これまでの認識に加え、現在の同僚等のその確定状況、あらゆる実状、例等々を参考に客観視、考察した結果です。

あきらかに理不尽な獄中処遇に苦しめられている泉水博を、救済するすべはないものだろうか。

「順変」「無事故剥奪」裁判意見陳述書

平成23年(ワ)第160号

原告 泉水博
被告 国

意見陳述書(1)

平成24年5月7日

岐阜地方裁判所民事第2部2係御中
原告 泉水博

原告は平成23年(ワ)第160号損害賠償請求事件について、第一回口頭弁論に当たり、次のとおり、意見を陳述する。

1 受刑について

原告の受刑は無期刑を現在(2012年4月30日)までに、通算39年5ヶ月受刑中である。その他、懲役10月の刑を満期終了している。

その無期刑の内訳は、千葉・旭川刑務所で15年6ヶ月、東京拘置所で7年1ヶ月、岐阜刑務所で16年10ヶ月である。

千葉刑務所では、無期刑起算日(1961年5月9日)か

ら1972年6月8日まで無期刑を受刑、この11年1月を経過した時点で、懲役10月の刑への順序変更(以下、「順変」という)が執行されて、1973年4月8日に満期終了した。その後の翌日の4月9日から無期刑が再執行となつた。その後の1977年4月旭川刑務所へ移監となり、同年10月1日に超法規的措置釈放となるまでの受刑期間である。

それから10年8ヶ月後の1988年6月8日に旅券法違反で逮捕、同6月10日の収監、無期刑が再々執行された。そして、1995年7月3日までの東京拘置所在監時の受刑期間である。そして、1995年4月17日に懲役2年の刑が確定している。

なお、検察によつて何故か、原告の無期刑の起算日が、収監と刑執行がされた1988年6月10日に変更されている。

そして、1995年7月4日に東京拘置所から、岐阜刑務所に移監となり、以降、今日までの当岐阜刑務所における受刑期間である。

この通算39年5ヶ月の無期受刑期間中、既決囚として裁判中の独居拘禁(昼夜間)室内作業が約9年間。入病、懲罰・取調べ等の独居拘禁(昼夜間)室内作業(一部)が約3年6月。そして工場出勤就業(夜間独居)が、約27年間が主な受刑内容で行われている。

ある。(いざれも通算。)

2 順変申請に係る不法措置

原告は、本件提訴を以つて岐阜刑務所(以下「当局」といいう。)による、順変申請に係る措置の不当・不法問題を明らかにし、更に検察の順変執行の裁量、他における職権の逸脱・濫用の事実を訴えるとしてきた。

被告は、これまで、その不法の実態から眼を背けるばかりか、その事実をも糊塗隠蔽して否定し続けている。

原告は、この意見陳述を以つて、被告の主張に反論し改めて当局、検察による不当・不法の事実をより詳らかにして、真実を明らかにする。

(1) 順変申請のための審査基準

原告は、1997年にある弁護士を身元引受人として申請するも、以後7年を経過してなお、岐阜保護観察所からその決定が下されず、「調整中」という状態が続いていた。

加えて、同時期、前記千葉刑務所在監時の順変経験で得た知識から、別刑2年の順変に関して考えるようになつていて。そして無期受刑以降、通算30年を経過した2004、5年頃になつて、より意識的に関心を強くし、以後、当局との面接、接触の機会が増えいつた。

この双方に関する件で当局に教示、説明を受けるを目的としたのである。

分類課の課長並びに同課職員で、原告の担当官としての山本

看守部長他の人達である。その面接の場での教示・説明の内容は、

順変は、所長が検察にその申請を行う。

当所では、その前に所内審査会で検討し、その申請の可否を決める。そのため審査で詰る際の目安となる審査基準を設けている。それは無期受刑者の場合、仮釈放審理要件に準じたもので、それ等が整つていて者について審査に詰った上で申請が行われている。

その主なものは、

- ① 無期受刑経過期間が10年以上を経過していること。
- ② 身元引受人・帰住地の決定がされていること。
- ③ 受刑成績。具体的に無事故章保持数が3本から5本以上。

これまでの申請で、この保持数に満たない者の場合、検察は却下してきている実状にある。従つて、この保持数は重視している。等々であった。

しかし、その根拠については、全く話されていなかつた。更に、その審査会で検討されたすべての資料は、所長の申請書と共に検察に提出している。ということであつた。2005年5月の段階であつたと記憶している。

原告は、この頃までに順変申請に係る当所のその手続諸措

置、その実状を一定認識した。目安II基準とされている②、③の条件が整つていないと共に、2003年の懲罰での前年の懲罰と併せて無事故章4本を剥奪され受刑成績を落としたことが順変申請を遅らせていることを知つた。しかし、身元引受人や無期刑の受刑成績が何故、順変申請のために問わ

れるのか、単純に疑問を持った。

が、引受人がいなかろうが、刑は即執行される。それが二刑以上を持ち、順変が必要であること、そしてその執行の時期の問題もあるうから、受刑経過期間を問われることは理解できる。無期刑であることも考え合わせれば当然であるだろう。しかし、刑を務めることに何の変わりはないのに、条件を求められることは理不尽なことではないかと思つたのである。

調べ始めた。一方、身元引受人の方は、それまでの申請人を変更して、新らたに申請した状況にあった。折しも、2005年5月に、中部地方更生保護委員会の保護観察官の面接があり、身元引受人の状況を問われ、それまでの実状を答え、いまなお調整中の告知を得ている状況にある旨話した。同観察官のご尽力で、同7月7日に現在の引受人決定告知を受けた。

しかし、同引受人は、その後、病気療養のため1年間転地し、調整不能ということで、同決定が取り消された。がその後再度の申請を以つて、2007年5月に再決定となり、以後現在に至っている。

然る所告白自身が2007年8月8日に懲罰を受け無事故章3本をまた剥奪されたことで、再度出直しとなつてしまつたのである。

此処に至るまでの間、原告は前記した順変関連の法の規定を始め、関連文書等の調査を2008年初頭から始めていた。法務省を始め、名古屋矯正管区の情報公開窓口からの行政文書開

れば、検察に申請を全くしない訳ではない。との確認をしたので、検察に申請を却下されたとしても、現在の状況で申請して

を重視しているか否か知ることができると考えたのである。當時、原告の無期受刑期間は、通算で約36年で身元引受人は前年再決定していた。無事故章は、8月末で1本獲得予定であつ

しかし、現実は検察の申請に至らなかつた。それでも以後機会ある毎に司部長への申請申立は続けて行つていた。

結果として、まだ無事故章は2本しか保持していない。2009年11月26日に、同部長から所内審査を諮る運びである旨を聞いた。そして反省文を提出してもらうので準備しておくよう教示された。そして12月に入つて、その用紙を渡され12日

その後、所内審査が行われたか、否かは原告は判らない。しかし、同部長の検察への申請書類提出は年度内と聞き、次に3月中、と教えられていた。その遅れの理由として、同部長は超法規的措置釈放という前例のないケースであることで、書類作成に手間取っている。また、検察による原告の釈放中の期間を「遁刑処分」としていることに関して、同様に作成に手間取っている旨の話がされた。原告にして、順変申請に何の関係があるのか、首をひねる話であった。その後、更に6月頃に提出予定で、理由としてその時期が検察が受理する可能性がこれまでの経緯から一番多く確かであるとの先輩からのアドバイスと聞

示請求を行つて、資料の入手等に努めた。

原告は、2008年8月31日の分類課員山本部長との面接で、それまでの疑問と順麥関連文書が当局は全く保有していないことを知った実状を話し、審査基準の不法、無事故章剥奪の不法を訴えた。

同部長は、法的根拠のない当局独自の措置、施策であることを見めたが、無事故剥奪^{はくだつ}に関しては他課（処遇部）のことだからとして避けた。そして審査基準としてきたことの弁明は、「分類課内で、代々引き継がれ、それが慣習化して用いられ続いている実状で、それを申請審査をする検察が、参考重視しているが故に用い続けることは当然のこととして受け止めていた」旨を語った。そしてその基準をすべてクリアーしていなければ、部長と顔を合わせても先方で避ける様子も見えることで一切話

しをかわすこともない状況が続いている
以下、意見陳述書(2)を以つて、続けて陳述する。

岐阜地方裁判所民事第2部2係御中
原告 泉水博

始めに本書提出が斯程までに遅滯し多大なご迷惑を、おかげでご心配をおかけして誠に申し訳なく遺憾に存じます。

なお、本陳述書は先に提出した陳述書(1)に引き続くものであります。略称等は、新たに用いるものの他、従前の例による。

当局の分類課職員であり、原告の担当係官である山本看守部長との面接が多くなつていったのは、2007年（以下「07年」と略して記す）。頃からで、特に08年以降からの約3年間は同課課長との面接は全く無く、同部長との面接のみであつた。それも、その都度の面接願筆がんしんの出願をすることなく、同部長からは隨時に、また原告からは他職員を介しての要請を以つての面接が実施されていた。

書を提出しないとならしいことから、その手数を省く意からの同部長からの意向にそつたものであつたのである。

従つて、勢いその回数も多くなり、年間で最低でも4、5回は会う機会が増え、その場所も工場の食堂であつたり、免業日（第1金曜日等）は、居室棟の談話室が利用され、会つていたのである。

本件、提訴後の裁判所からの釈明命令に原告が答えた準備書面(2)は、その日付まではつきりと記憶している限りを答えたもので、上記状況にあつたことから、実際は、それより6、7回は多く行われていたのが実状である。

そうした中での09年11月26日に反省書の準備を申し渡された時は、正直非常に驚愕したのが事実であった。というのも、それまで数多くの順変申請の申立に対し、原告の身柄引受人が決定された後は、受刑成績（無事故章保持数）を楯に全く受け入れられなかつた実状で、その上に07年の懲罰受罰で無事故章3本を剥奪され、零からの再出発で、この時点では同年9月にやつと2本を取得したばかりであつたので、「まさか」の感が強くあつた故である。

それが翌12月4日（金）に、「反省書」作成、提出を指示された。それも具体的に一部内容（フィリピン在住の妻の件）まで書くようにとの教示をされたことで、間違いなく検察への申請が実現すると確信したのである。そして翌週の12月7日に、渡されていた用紙に書いた「反省書」を提出した訳である。以降の経緯は陳述書(1)に記した通りである。

原告の、この「反省書」の提出後、当局が検察に何時、順変

申請を行つたか、否かは一切判らない。しかし、この提出によつて原告が確認したことは、以下の点である。

①検察への順変申請には「反省書」の提出が必要であることを新たに認識したこと。同時にこの「反省書」の提出自体も他の審査基準同様、何の法的根拠に伴つたものではないということである。そして原告の順変申請は、この時に行われたか、行われる予定であつたということである。

②無事故保持数が2本であつても、順変申請が可能であること、尤も当局が当初から、原告を騙す意の下の行為であれば話は別であるが、原告としてそこまで疑いたくはない。

処で、10年4月16日の山本部長との面接を最後に、当局は以後原告に対して、本件提訴に至るまでの間、全く無視する状態で終始したのである。それまで、同部長は原告の要請に限らず、自らが足を煩わしてでも、気軽に面接に応じてくれていたのであつたが、この時点から原告の要請にも全く応えなくなつたばかりか、明らかに原告を避ける様子を見せる状態と変わつて、それは今日に至つても続いている状態にある。

そうした状況の中で原告は、分類課長への面接（相談願いとして）を10年9月14日に出願した。しかしその面接が実現したのは出願から6カ月後の11年3月17日であった。（本件提訴後）同課長は、その年度（多分）にそれまでの教育課長との兼任で、分類課長に就任した統括官で、その面接冒頭で、「順変申請に係る審査基準として、これまで、分類課では受刑成績他を用いてきたとのことだが、法の規定にないそのような審査基準を用いることは、私が同課に就任した限り、今後絶対にない」と

いうことを承知して欲しい」といった旨のことを語つた。

そして更に、「これまでの面接等においての、この関連の話は總て忘れて欲しい。」そして「私が詳しく閲知していることではないので、その過去のことについての発言はしない。」また「今後の順変申請に関する対処・対応については現段階で君に話す義務はないし、抑々、取容者に伝えることではないのでその点承知して欲しい。」等々の旨を、原告の質問に答えるかたちで面接を終えた。因みに同部長はその後間もなく、同年4月から他施設へ転勤となつた。

その4月から、それまで処遇第二統括官であった赤星統括官が分類課長として就任した。

原告は、同課長にも11年5月18日（出願4月5日）と同年9月頃（6月29日出願）の2度、面接した。

最初の相談項目は、①無期刑の起算日について、②順変について、③通刑処分について、の3点に関する相談願いで、出願時は前回面接した課長が他施設へ転勤となつていたことをまだ知らなかつたことで、この相談項目となつた。

この①の無期刑の起算日は、61年5月9日であつたものが、88年6月8日の旅券法違反事件で逮捕され、2日後に検察に収監された同年6月10日に変つたことを、東京拘置所に移監された当時、同所職員から告知されたのだが、その確認と、原告の認識では無期刑の仮釈放者が、仮釈放中に逮捕され、仮釈放が取り消された場合、その無期刑の起算日が取り消され日に変るというもので、原告の場合、仮釈放ではなく、例え超法規的措置であつても、釈放されたものであつて、その点に関しても確

認したかつたのである。結果は、上記東拘で告知されたとおり、88年6月8日が起算日であること。そして、当局として、その検察の判断・決意に従うのみで、その変った理由とかを検察に問うこともしない、というものであつた。また、同課長との二度目の面接時もこの起算日の件で相談をしたのだが、それは、受刑計算の現行で、例えば順変申請の場合等の無期受刑の計算もこの起算日が当然起点となるのは当然で総べて検察の指示通りに行つてているという答であつた。

ということは、原告の釈放前の無期刑受刑の15年6カ月という期間は、全く消された状況になつてゐる訳で、この矛盾を問うたが、この件に関しても、当局として調査すること、検察に問うこともあることはない、その立場・義務もない、自分で調べてもららうしかないという返答しか得られないものであつた。

②順変については、現行の順変申請に係る受刑成績（無事故章保持数）が条件の一つに問われていたこと、そのものが法の規定に基づいたものでないという前課長同様の答であつたが、その無事故剥奪による影響は、実際に仮釈放実現要件の一つとされている以上、受刑成績低下で矛盾は、順変審査基準（これまでの）同様である点についての質問をした。無事故剥奪については、処遇課における処分であり、分類課としての判断、意見を聞かれても、君に答える義務はないと言わんばかりの態度と曖昧な応答で終始、確言は得られなかつた。

③通刑処分については、「私としても始めての言葉で、色々と調べてみたが、昔『刑の解き放ち』時に用いた処分であることは判つたのだが、今回の君に対する処分として、どの様な意

味、判断の下に用いられたかについては、私の知るところではない。また、それを調べる要は持たない。」というものであった。言外に「自分で調べなさい。」という雰囲気であった。

そして、同課長との二度目の面接は、上記のものを加えて以外は、訴訟係争中の件についての相談、意見等に関して一切話す立場も義務もないことを答えられて終った。

そこで、被告は（当局も含めて）、受刑成績は順変申請の際の審査基準の一つではないとして、後述する無事故剥奪も、従つて審査基準に關係がないことを主張している（第2準備書面P8、第3、2、(4)が、現実に原告は受刑成績、無事故保持数が、その基準数（3本～5本）に達していない故を以って、これまでの無期刑受刑年数にもかかわらず、その申請に至つていないのだと当局から教示され、説明を受けてきたのである。

また、事実現在に至るも順変執行はされていない原告の主張を裏付けている証左である。

上記、二人の分類課長との3回の面接において、これまでの当局による順変申請に係る審査基準の一つに受刑成績が用いられないと否定する発言は全くなく、逆に、受刑成績他を含めた審査基準は法の規定のないままに用いたことを批判する発言をしていたのである。勿論、原告のその件に関する発言に対して、否定、反対する意見等一切なかつたのが事実である。

被告は、何故、審査基準の内容の事実を明らかにしないのか、原告の順変申請に係る審査は行つたのであるから、その際の原告の資料と共にその審査内容を明らかにすることで、被告の主張を裏付けることができる。当然、その資料と内容自体は

極秘の対象となるものではない。それにもかかわらず、敢えてそれ等を秘匿しなければならない訳は、被告並びに当局にとつて、不都合な事実が明らかになるからに尽きる。

先ず、順変申請に係る審査基準の事実の内容が、被告のこれまでの主張に反するものであるため。次に、その審査基準自体が法規定の下に設けられたものではなく、それを用いているため。そして、更にそれ等を認めることで、無事故表彰制度の欠陥性が明らかとなり、問題は原告のみに留まらず、次々と多くの受刑者の問題に波及していくことは必然で、隠さざるを得ぬ状況。事実を事実として公表することはなし得ないためである。

しかし、現実に原告の「反省書」の提出の事実を隠せず、被告の自己矛盾は、その主張に次々と整合性を欠くものとなつており、矛盾が露呈されるものとなつていてる実態である。

被告は、答弁書（P12）で「刑の執行順序変更申立てについて、審査基準の一つ」とする原告の主張は、原告独自の見解であり、刑の執行順序変更と無事故の表彰とは何ら関係しない、と主張している。また、第2準備書面、第3の2の(2)～(4)において、無事故表彰制度の正当性を強調しているが、繰り返し主張するのみで何の申し開きにも、また、何を証明することにもなつていない。

しかも、その他第1準備書面を含めて、被告は、その審査基準の存在についての否定は、何故か一切していない。本来、審査基準が存在すること自体がおかしい（法規定なし）にもかかわらずである。

原告は、「受刑成績が審査基準の一つ」が、何故、原告独自の見解であるかを証明しなければならないのである。そのためには、先ず上記原告の実際に行われる審査時に用いられた基準の内容実態を以つて証明しない限り、被告の主張は到底受け入れ難いものである。

原告は、これ等被告の矛盾の追求を以つて、後記する無事故表彰制度の違法性追求を計り、更には検察の裁量の逸脱、濫用の実態追求を開拓する予定であった。しかし、斯かるこの時点まで、裁判所は書面による準備手続き終結を決定した。

誠に残念である。しかし、原告はなお、なし得る限り陳述を続けたい。

3 無事故表彰制度の問題

(1) 無事故章剥奪について

無事故章の保持者が懲罰を受けると、その無事故章を剥奪される。懲罰と（法規定）剥奪（所内規定）の二つの罰処分を同時に科されるのである。

当局は、遵守事項を違反した上で、その懲罰を受けたからと、更に剥奪の罰処分を科すというもので、一つの反則行為に対しても、二重の罰を科す、正に罰の屋上屋を架すものである。

被告は、この剥奪処分は無事故表彰を受けた者（保持者）が、「反則行為を惹起したが故に」という。しかし、抑々、反則行為を惹起したから懲罰が科されるのである。

それは、7年の刑を加算されたに等しいものである。これは、法外な重罰に値するものである。

原告のように、満期のない無期受刑者で、別刑の順変を待つ者にとっては、先ず、検察へのその申請を得るために、当岐阜刑務所（以下「当所」という。）においては、その審査で問われる基準の受刑成績で無事故章保持数の条件本数（最低3本～5本）を再び取得するための年数が必要となる訳である。例え、それが不条理なことであつても、その基準・条件が変わらぬ限り、従わざるを得ないのが徵役である。また、その審査基準への疑問があつても、更に、本件提訴後にその審査基準に関しての否定があつても、何も変わつていい現実にある

時、教示された審査基準に添うよりない。状況が全く変わつていないことを、身を以つて実感している原告である。しかし、それにつけても、この剥奪の重罰さは、異常なものと云わざるを得ない。

例え、1本（年）の剥奪であつても、懲罰の種類で一番重い、60日の軽垢禁にも到底比べ様もない全く理不尽な重罰であることは、「推して知るべし」で、如何なる刑罰を以つてしても、これに比肩するものはない。

しかも、その理由が、懲罰受罰である。そして所内規定罰である。人権蹂躪も甚しい憲法に違反するものである。

原告は、この無事故剥奪が懲罰であると主張しているのではなく、逆に懲罰でないこと、懲罰受罰を理由とした罰処分であることが問題なのである。それは、法に基づいた懲罰でさえ、法第150条3項で「反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない」と約定しているのである。つまり、暴走、行き過ぎに歯止めをかけているのである。

当局は、被告の云う法によらない所内規定の無事故表彰制度を以つて、原告に上記した重罰処分を科した。その違法性を訴えていたのである。

(2) 無事故章剥奪の経緯概略

原告は、当局の不当な昼夜間独居拘禁に対し、ハンガーストライキを以つて抗議した廉で、2度の懲罰（10日、15日の軽垢禁）を受け、無事故章（4本保持）を剥奪（3本と1本）された。02年10月と03年1月のことである。

次に、当局職員に対して、暴言を吐いた廉で、懲罰（15日軽垢禁）を受け、無事故章（3本保持）を剥奪（3本）された。原告は、当所入所（95年7月）以来、17年が経過しているが、この間無事故表彰は、11回受けた。上記、3回の懲罰で剥奪（3回7本）の結果、現在、4本の無事故章を保持している。

すでに前記順変問題で明らかのように、当所では、無事故章保持数＝受刑成績の関係である。無事故は受刑成績評価対象の主要な一つであることから、その保持数は各処遇はもとより、受刑者の所内生活に深くかかわり、大きな影響が及ぶものである。

無事故章保持の有無、その保持数の多少、全て受刑成績に反映する訳であるから、同時に利害に関係するのは当然である。制限区分（種）、優遇区分（類）、作業報奨金等々から、仮釈放の審査（地方更生保護委員会）の対象ともなり、外部に至るまでその影響が及ぶのである。順変申請の際の審査基準との関連はすでに述べたとおりである。

被告は、この剥奪の利害に関して、第2準備書面（P6）8、第3、(2)～(4)での主張の一つに（同P8、(4)「無事故章剥奪による原告の不利益は、恩恵としての優遇措置であるテレビ観賞がなくなるだけで、これ以上の不利益は何もない」旨、強調している。

現況、その無事故者対象のビデオ観賞の他に、工場出役者

は、年間の月平均で最低でも4回以上のビデオ観賞が可能となつてはいる状況にある。上記、恩恵というビデオ観賞ができるなくなつた不利益を争う受刑者など、唯の一人もいない所内状況なのである。

このビデオ観賞を含め、一部ではあるが、上記剥奪による利害・不利益に関する被告の主張は、余りにも現状況から隔りのないもので、その認識不足も甚だしいものと云わざるを得ない。

抑々、無事故表彰制度上のテレビ（ビデオ）観賞を中止させるために、無事故章を剥奪するのであれば、これ程の暴挙はない。

この意見陳述は、これ以上は許される限度を超えると思われる所以、中途までのものであるが、この時点で終ることとする。原告として、次の機会に引き続き訴えてゆく所存である。

以上

第5回口頭弁論のご報告

7月11日（水）14時、岐阜地裁302号法廷。被告席、7名。原告席には5名。今回は手続きのみ。傍聴席は寂しいだろうか、と思われたが、西は大阪、東は東京から駆けつけた仲間が17人。

国側書面に関する二言、三言のやりとりの後、法廷は次回期日を決めて終了。会場を移動して、14時半から報告交流会が始まった。まずは初めての参加者が2人。麻生邸アリティツアー事件国賠訴訟団の仲間、名古屋の仲間から簡単な自己紹介があった後、山下・安田両弁護士から報告となった。

数日前に出てきた国側反論は、原告水田ふうの面会「不許可」の経緯を取りあげ、記述全体の9割方をも割くという、意表をつくものだったという。その一方で、その他原告を、総じて反社会的集団の関係者と規定。10年も前の「テロリストグループ資料」を「証拠」として提出して事足りる、ともいうような粗末な内容とも。

法廷で「これで反論はすべてですか？」と安田弁護士に問われ、裁判官にも「これ以外の反論はないのか」と国側代理人は尋ねられていたが、あっさり「はい」と返答。国側のこうした態度をどう見るべきか。反論ができる、困っているのか。面倒で、あまりやる気がないのか。それとも本音だろうか？ といった見方も出た。

参加者からは、中部電力との裁判で原告の集会参加リストを中電側弁護人が提出していたこと、映画『死刑弁護人』の公開などなど。

さて、次回口頭弁論は、手続きのみではありません。第6回口頭弁論、10月18日（木）15時、岐阜地裁302号法廷、傍聴席で！
(富田琴太郎)

「順変」「無事故剥奪」裁判の判決文を読んで 水田ふう

五月一〇日、泉水博さんのもう一つの裁判——「順麥」、「無事故剥夺」に関する（本人訴訟）第一回口頭弁論の傍聴に行つた。

裁判官は鈴木正弘　書記官多田容子。被告席には国の代理人が五人。原告席にはだれもいない……。傍聴席にはわたしと中島くんの二人。

カツと笑みを浮かべて「被告は証明の要なし。証人の申請も必要なし」「これをもつて弁論の終結とする。判決は六月一四日」
「閉廷」——と、宣のんわかつたのだ。ものの二分もかららん。

泉水さんがどんだけ苦労して意見陳述を書いたか。私が受けてる処遇は一体全体どんな法的根拠に基づいてな

てるのか。刑務所の処遇には法律違反の疑いがある。どうか調べてくれ、いうて獄中から訴えたことに、この裁判官は、まるで被告・国に「そんなことに答へんでもよろしいからね」というてるようやつた。

あまりのことにわたしは思わず立上がつて「ちょっと待つてください。なんでこの法廷に原告の泉水博さんは出てこれないんですか？　泉水さんはもう獄中に四〇年もいれられてるんで

一六日に泉水さんとこに裁判所から「判決文」が届いた。

判決
原告 泉水博
被告 国
同代表法務大臣 滝実
同指定代理人【二人の名前】

刑の執行順序指定の違法について（当裁判所の判断）

2 1 原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

原告は、無期懲役刑の執行中であつたところ、いわゆるダッカ事件で超法規的措置により釈放されたものの、昭和63年6月8日に再び拘束され、無期懲役刑の残刑の執行が開始された後、平成7年4月17日に旅券法違反の罪で懲役2年の刑が確定したこと、そして、検察官は、懲役2年の刑の執行指揮に当たり、刑の起算日を無期懲役刑の殘刑の執行に引き続ぐものとしたことは、前提事実のとおりである。

そして、現に自由刑を執行中の者について他の自由刑を指揮するときは、執行中の刑に引き続き、その刑を執行すべきものと解されているから、懲役2年の刑に係る検察官の執行指揮に何ら違法な点は存しないことになる。

ここまで書いて腕組みしてたら、速達で仙台の舟木友比古弁護士から「控訴状」が届いた。提出期限は七月一日。「早目に提出を」とあつたので、収入印紙一万五千円、五〇〇円の切手二三枚、二〇〇円を四枚、一〇〇円を二枚、八〇円を二枚、二〇円を二〇枚、一〇円を一〇枚、合計七千六六〇円分（この切

なんちゅう解りにくい文章や……しかし当然のよう^に書いてあるけど、裁判官が「判決」を下した後、その刑の執行にあたつては、なんで「起訴」した検察に「裁量権」があるんや??しかもこの「裁量権」はほとんどまつたく、絶対的や。こんなことだれが、何時、何処で決めたんや。このしくみ、蚊帳かやの外の人間にはさっぱりわからん……。

なつて、原告の主張とは理由がな

れていると解するのが相当であるから、懲役2年の刑の執行指揮に当り、無期懲役の残刑の執行との順序の変更を行わないからといって、それが直ちに事実上の終身刑を科したものに等しいとまでは認められないし、裁量権を逸脱したものと

なお、刑事訴訟法474条ただし書によれば、検察官は、懲役2年の刑の執行指揮に際し、重い刑である無期懲役刑の残刑の執行を停止して、懲役2年の刑の執行をさせることができることになるが、同条が自由刑の執行順序の変更の要件等を何ら定めていないこと、その実益が受刑者に仮釈放の資格を早く取得させ得るところにあるとすれば、執行順序の変更を行うか否か、また、いつ行うかは検察官の裁量に委ねら

す。泉水さんが獄中でどんな処遇を受けているか、法廷にでてこれないなら、刑務所に出向いて、泉水さんに直接会って、獄中の実態を聞いてください。そして、その上で判断してください。るよう、「どうか！」裁判官、お願いします！」といわざにはおれなかつた。

裁判官殿はまるで宇宙人でも見るようなびっくりした顔をし
す。泉水さんが獄中でどんな処遇を受けているか、法廷にでて
これないなら、刑務所に出向いて、泉水さんに直接会って、獄
中の実態を聞いてください。そして、その上で判断してください
るよう、「どうか！」裁判官、お願ひします！』といわずには
おれなかつた。

手は何のために使うもんやろ)を用意して、泉水さんの判子をもつて、すぐ電車とバスに乗つて岐阜地裁に駆けつけた。

泉水さんが意見陳述の中で問題にしてる最大のことは「順

変」がなぜされないか——ということやけど、そして、現在執行されている無期懲役はいつが起算日なのかということ。

なにしろ、泉水さんが現在置かれている状態というのは、いつといいかなる法令に基づいて執行指揮がなされているのかまるで不明なんや。だれもそれに答えられない。答えない。

泉水さんが強盗殺人事件(泉水さんは見張り役だった。主犯の兄貴は警察の取調べ中に自殺したので、泉水さんが全部かぶるかたちで無期懲役に——という泉水さんの訴えにわたしは嘘はないと確信している)で「無期」の判決が確定したのが六一年。そやから、無期刑の「起算日」は六一年五月九日からということになる。

それが、八八年六月八日に旅券法違反で逮捕され、その二日後に検察に収監された。泉水さんは「この六月一〇日が無期の起算日に変わった」——と移監先の東拘職員から告知を受けている。

だいたい超法規的措置で国外に出たのは、泉水さんの「罪」なんか?! 礼をいわれても、これを「遁刑」だとして処罰するとは、いかにも理不尽。納得できることではない。

まして、六一年から七七年まで務めた一六年間をゼロにして、起算日を八八年からにするたあ何事や。ほんまに泉水さんは国からいいように翻弄(ほんろう)されてるとしか思えん。

「だいたい裁判所は、刑の執行に口を出すところではあります。そんなことは刑務所で聞いてください。」

「泉水さんは何度も刑務所に聞いてるんです。聞いても、ここではわからない。また答える義務もないというから裁判に訴えたんです。裁判所はそういうとこではないんですか?」

「ここに書いてある通りです。」

「そんなねえ、訴えを起こした原告に意味が判然としないような作文をして、それでよしとするなんておかしいでしよう。原告は困るでしょう。ここに書いてある通りといわれても、意味が飲み込めなかつたら受け止めようがないでしよう。」

「……死刑の執行が開始……と書いてあるんですから、文字通りに読めば、ゼロからということではないでしよう。」

「本當ですね。ゼロからということではないですね。それを聞きたかったんです。」

「そしたらすでに四〇年も獄中にいて、身柄引受人もいて、出所してからの住居も確保されてるのに、仮釈放の申請がなされないのはなんとしてもおかしいことです。その点については何もふれられていません……」

「そんなことはここでは関係ありません。答えられません。」

自分でも感情を抑制しようと、大きくなつた声をなんども小さくしようとして、すればするほど顔がまつ赤になつていく——この多田容子さんは、あの多田謡子さんと一字違いなんやつた。

右記の判決文1では、その点がもひとつはつきりせえへん。判決文を何度も読み返したけど、すつきりわからんのや。

あ、ちようどいいや。

せつかく電車貸使つてきたんやから、「判決」文で意味のわかるとこを裁判所で聞いてみよ。

三階にある「民事2部」というところを教えてもらつて、ドアを開けた。

と、なんと目のまえに、「判決」を言い渡した裁判官・鈴木正弘そのひとがそこに立つてゐるではないか。おもわず「あ、鈴木さん。裁判官の鈴木さんですよね。この判決文でわからぬところがあるので教えてほしいんですけど……」と近寄ると、男の職員が「こつちで受付してください。」と鈴木さんとわたしの間を阻んで、鈴木さんは左奥の裁判官室にスレット逃げてしまつた。そして、こんどはピンクの服きた女の職員がヌッと現れて仁王立ちになつた。

「あれつ! 書記官の多田容子さんですね。服が変わつてるからわからなかつた……。ここんとこ、何度読んでも意味がもひとつわからないんですが。どういう意味ですか? なんと書いてあるんですか?」

「ここに書いてある通りです。」

「ここに書いてある通りといわれても、それがどんな意味か判然としないから聞いてるんです。」

「ここでは判決以外のこととはいえません。」

「だから判決のことでわからないから聞きにきたんですよ。」

懲罰事由の不存在について(当裁判所の判断)

前提事実、乙4、乙5の1~4によれば、原告は平成19年8月3日午後6時19分ころ、受刑者動作時間表により定められた夕食時間を過ぎてゐるにもかかわらず、夕食に給与された食パン、ハムカツ及び牛乳を喫食してたところ、これを現認した岐阜刑務所職員から「何を食べていい。そのパンとカツとパックを出しなさい。」と指示され、同職員に対し、「食べきれずに食べているんだ。バカ言つているんじやない。」と申し向け、同職員から「バカとは何だ。牛乳パックも一緒に出しなさい。」と再度指導されたものの、「バカだな、牛乳パックは自分のゴミ箱に捨てるじゃないか。」などと言い放つたことがみとめられる。

原告の上記行為は、岐阜刑務所長が定めた受刑者の遵守事項である「他人を中傷し、誹謗し、もしくは侮辱し、又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。」に違反し、岐阜刑務所長は、原告に対し、懲罰を科することができます。

こここの記述は、裁判所が事実関係をまったく調査することなく、刑務所側の言い分をそのまま認めた記述になつてゐる。この部分に関して泉水さんが手紙に書いてゐるので、それを読んでください。次頁に載せてます。

泉水さんは、この「バカだなあ」発言で、閉居罰一五日、無事故剥奪三本の罰をくらつた。

〔Q 10-4〕受刑者が国（刑務所）を相手取つて裁判を起こすと、何か不利益はありますか？

(1) まず、裁判所は、行政の下した判断を原則として尊重します。裁判所では、一般に、所長には広い裁量権があるとされ、所長の決定が違法になるのは、裁量権を逸脱ないし濫用した場合に限られます。つまり、裁判所は、もともと、受刑者が勝訴できる場面を非常に限定的に捉えているのです。

(2) 次に、刑務所内で起きる事件の目撃者は、殆どの場合、刑務所の職員だけです。仮に、他の受刑者が見ていたとしても、刑務所に不利な証言をすれば、今度は証言をした受刑者の身が危うくなると考え、なかなか協力してもらえないかもしれません。

(3) また、刑務所は自分の下した決定が正しいものであったと証明するため、多数の職員が多数の書類を日々作成しています。これらは全て、裁判で刑務所側に有利な証拠として用いられます。したがって、受刑者の主張を真実と証明することは極めて困難です。

(4) このようなことから、これまで、受刑者が国を訴えた裁判は数多くありますが、勝訴した例は非常に少なく、大多数が敗訴に終つていました。また、かろうじて一審で勝訴しても、控訴審で逆転敗訴する場合も少なくありませんでした。

〔Q 10-5〕裁判を起こしたほうがよい場合と、あきらめたほうがよい場合とは、どうやって見極めればよいでしょうか。

前述のとおり、現状では、裁判を提起すると、多大な処遇上の不利益を被ることになります。したがって、満期出所まで昼夜間独居にされても心身が耐えられる場合でなければ、裁判を続けることは困難です。

ひどい待遇を受けてどうしても納得できず、満期出所まで昼夜間独居に置かれることも覚悟の上、将来同種の事件がおきないように少しでも歯止めをかけたいという場合に、裁判

ここに『受刑者の皆さんへ』という冊子がある。監獄法が「改正」された二〇〇六年に日本弁護士連合会が発行したもの（今年五月、新しい版が出て、同会サイトからPDFでダウンロードできるそうや）。判決文を読みながら、泉水さんから宅下げされていたこの冊子を思い出してもう一度読んでみた。

事実経緯

通常、夕食は5:20分頃より喫食します。私は当時からすでに歳の故もあってか、食べ物の嚥下（えんげ。飲み込み）が悪く、加えて左右の奥歯が五本もない（抜歯）状態もあって他人より食事を終えることが遅くなっていました。それでも米食の場合はともかく、パン食は毎度他人並みに時間内に食べ終えることはできませんでした。

この「時間内」というのは、配食夫（同僚）が食後の食器、残飯回収を終えるまでのことで、通常配食から15分後位の間です。従って、私はパン食の場合は何時も器の総菜を先に食べ終えるようにして食器残飯回収に合わせ、その後でパンと牛乳等の飲みものを喫する様にしていたのです。独居部屋でもあるし、他に迷惑をかけることがなかったからでできたことでもあります。配食夫がその回収を終え、帰室してしまった後では、食器回収は職員にさせることにもなるため、配慮してそうしていました。それを知る職員は何時か黙認してくれる状況となっていました。勿論、遅食はそれより半年前頃始っていたので、当然、その都度担当（居室）職員にその旨をことわって許可を得ていたのです。

しかし、そうした状況が度重なり多くなることで何時か、逆に担当職員から「ゆっくり食べるよ」と声をかけられる様にもなっていました。そして何時もその配置に就く担当職員は、だいたい決まった四、五人の方でしたから、その職員達以外の場合を除いて私からの遅食のことわりを入れることもなくなっていました。また、遅食といつても6時を過ぎる程遅くなることはアシデントが起ることがない限りありませんでした。（因に現在は遅食の許可を得て食しています）

処で、その日（07年8月3日）も、何時ものパン食の通りの食べ方をし

て食パン（4.5切）、ハムカツ2枚、牛乳（紙パック）をその後で食する。しかし、ハムカツのサンドイッチにしたものと牛乳パックをテーブルの上に置いた状態で、他は器の回収に合わせて食べ終え、一部パンを食べ始めていたのですが、その日の食べ始めごろからの腹痛がひどくなつたことで食べるのを止めて排便にかかりました。

そして腹痛の治まりをみたので再び食べ始めたのがラジオ放送が始っていたので6時頃になっていたと思います。そのハムカツサンドをあと二口位で食べ終えるところで、時間的に6時から交替したのだと思いますが、その職員が私の居室の食器孔を開けて、いきなり、「おい、お前何時まで食っているんだ！」と怒鳴ったのです。私は「何時も食べ終えない時は、遅れて食べさせてもらっているんですよ。」と答え、なお腹痛排便のことなど弁明しようとした処、「何時だと思っているんだ！それを出せ！」と言われ、私の弁明など聞く耳持たぬばかりの雰囲気だったので、私はその食べかけで残ったパンを食器孔にだまつて出したのです。

その折りテーブル上のすでに飲み終え空になった牛乳パックを右うで振ってこれは空ですよ、という仕草をした処、「それも出せ！」と言うので、再びそれを振りながら、「空だよ親父……馬鹿だなあー、空は何時でもゴミ箱に捨ててんだよ。」と答えると、「いいから、出せ！」と言われたので、その牛乳パックも食器孔に置いたのです。同職員は、それを持つと、「お前、いま馬鹿と言つたな。許さねえからな！」と言ってその場から去つていったのです。

私は正直、そこで始めて「しまった」と思ったのです。

* 2012年1月15日付、水田ふう宛
書簡より

を起こすことに意味が出てきます。

「Q10-1」処遇について、訴訟（裁判）で争うにはどうした
らよいでしょうか。

裁判は、自分で起こすこともできますが、まず、本当に裁判を起こすべきなのかどうか見極める必要がありますし、裁判は専門的な手続ですから、弁護士に相談、依頼したほうがよいでしょう。

この冊子を読んで、裁判を起こそうと思う受刑者がおるやろか。

泉水さんの場合、今は相談できる舟木弁護士や、わたしたちとの面会不許可国賠では安田弁護士や山下弁護士がついてるけど、一般の獄中者のだれが一体弁護士を頼んだりできるやろ。

そして、「満期」というものが無い無期懲役の泉水さんには、どんな不利益が待ちかまえているか……。

しかし、この日弁連の冊子を読んだ上でも、泉水さんは本人訴訟の裁判を起こした。それは自分だけのためやない。大多数の物言われぬ獄中者の代弁人としても、この勝ち目のない裁判に臨むことをあえてしたんや。

それにつけても、この国がどんな国であるか、またしても見せつけられる思いやけど、たった一人で獄中から国家に対峙する泉水さんの声を、聞き逃すわけにはいかんやろ。

無事故標章剥奪の違法（当裁判所の判断）

……収容施設法151条は、刑事施設内において規律及び秩序を害する行為に及んだ被収容者に対して制裁を科し、その被収容者及び他の被収容者による将来の規律及び秩序に違反する行為の発生を防止しようとする懲戒罰につき、人道的見地からこれを限定列举したものと解されるが、上述のとおり、無事故表彰の剥奪は、規律及び秩序違反等を契機として不利益を科されるものであるとしても、処遇の必要上認められたものであつて秩序罰とはいえないし、その不利益は優遇措置の剥奪にすぎず、収容施設上認められた優遇措置制度が当然に内包するものであるから、収容施設法151条に限定列举されたもの以外に科することを禁じられ、また比例原則が要求される懲罰に当たるとは解し得ない。

よつて、原告の主張には理由がない。

原告の言い分を「顧だにせず、國（刑務所）の下した判断をそのまま口移しに書いているだけのこの判決文を読んでると、なるほど日弁連の冊子がいうてるとおりや。

「裁判所は行政の下した判断を原則として尊重」するのが慣わしやから、原告の言い分を真摯に聞いてみようなんて心掛けは、はなから持ち合っていない。

刑の執行順序変更の申立の不当却下（当裁判所の判断）

……刑の執行順序変更を定める刑事訴訟法474条ただし書きは、変更の要件等を何ら定めておらず、その実益が受刑者に仮釈放の資格を早く取得させ得るところにあるとすれば、執行順序の変更を行うか否か、また、いつ行うかは検察官の裁量に委ねられている。

そして……仮釈放は、仮釈放期間の経過により当然認められるものではなく、改悛の情がある場合において、刑事施設の長が仮釈放の申請を地方更生保護委員に行うことによつて初めて認められるものであり、改悛の情の有無は、仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則（昭和49年4月1日 法務省令第24号）32条によれば、①悔悟の情が認められること、②更生意欲が認められること、③再犯のおそれがないこと、④社会の感情が仮釈放を是認すると認められることを総合的に判断し、保護観察に付することが本人の改善更生のために相当であると認められるか否かで判断されることになることから、仮釈放申請の要件が具備されているか否かの第一次的な判断権は刑事施設の長にあると解される。

そうだとすれば、刑の執行順序変更につき、刑事施設の長が検察官に申請を行う際の要件を定めた規定は存しないことや、受刑者に申請権を認める旨の明文の規定が存しないこと、仮釈放申請の要件が具備されているか否かの第一次的な判断権が刑事施設の長に認められることからすると、仮釈放申請の資格を早期に得させるためのものである刑の執行順序

無事故標章剥奪の違法（原告の訴え）

(1) 無事故標章は、1年毎に表彰されるもので、連続年を表彰されるものではない。

(2) しかるに、刑務所による無事故標章剥奪は、過去に表彰され授与された標章までも、これを遡つて剥奪するという制度となつてゐる。なお、無事故標章を所持していない受刑者には何らの剥奪もなく、懲罰処分のみが課される。

(3) そもそも、受刑者に対する懲罰処分の際、さらに過去の無事故標章まで剥奪するというのは、無事故標章を所持している受刑者にとつてあまりに重いものである。

(4) さらに、受刑者において、無事故標章保持数は、受刑成績の具体的評価として重視されている実情が存するのであるが、懲罰処分と同時に過去の無事故標章まで剥奪されることにより、過去に無事故標章を所持しなかつた場合と同じ取扱とされる不公平を感じさせ、無事故標章を取得する意欲を削いでいる。

(5) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律151条は、懲罰の種類として過去の褒章剥奪など存在していな。また、同150条3項は、「懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない」と約定している。

(6) そうすると、原告に懲罰処分を課するにあたつて、過去に取得した無事故標章まで剥奪することは、そもそも刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に反する違法があるというべきである。

変更申請につき、刑事施設の長に直ちに法的義務を認めることは困難と言わざるを得ない。

ほんまになんとかしてくれ。読めば読むほど頭が痛くなる文章や。

なにしろ、刑事施設の長というものは、絶対的な判断権があるんやから、似て食おうが焼いて食おうが、それについての法的義務を負うことはないというてるねんな。

……したがって、上記のとおり、岐阜刑務所長が原告の申立てを受け、刑の執行順序変更について検討を行なながら、その申請を行はず、原告に対しては顛末も告げられないまま

時を経過していることになるが、それが改善更生の意欲を喚起すべき処遇の在り方として適切であるか否かは別として、かかる岐阜刑務所長の措置が違法になるとまでは認められず、他にこれを違法とすべき特段の事情は認められない。

よつて、原告の主張には理由がない。

以上によれば、原告の主張にはいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

立ち小便なんかを取り締まるのは「軽犯罪法」やけど、その4条に――「この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するような」とがあつてはならない。」

閉居罰というのは、一五日間の厳正独居で、手紙も出せず、受取れず、本なんかもちろん読めず、ただひたすら正座を命ぜられる。これは一五日が過ぎれば解除される。

しかし無事故剥奪三年というのは、仮釈放が三年先に延びるということや。それは事実上、無期の上にさらに二年の刑が科だな。いつもこれはこここのゴミ箱に入れることになつてるんだ」といつたことが「暴言」とされて、これが閉居罰一五日無事故剥奪三年や。

それに對して、刑務所長が本来なすべきことをなさず、怠慢あるいは故意の悪意による所業の数々を「違法になるとまでは認められず、他にこれを違法とすべき特段の事情は認められない。」――なんて、代官の悪行にはバカに寛容やねんな。法律ちゅうもんは、ほんまわけわからん。

「バカだな」の一言がなんでそんな重い刑に相当するんや。軽犯罪にもあたらんわ。

それでも、泉水さんは「控訴」する。

ちよつこまんねむ

◎ 1頁目の泉水さんの手紙の末尾にある年月日は正しい日付です。

◎ 各原稿本文に出てくる最初の「順変」という言葉にルビをふつたんやけど……2頁上段2行目、10頁下段2行目の「順変」のルビが、「じゅんへん」となっています。正しくは「じゅんへん」です。20頁上段1行目のルビだけ、かすれたマルが残つてると、版下では「じゅんべん」になつてているのに「べ」のマルが印刷で消えてしましました。

誤 順変
正 順変

このごろのリソグラフ印刷機はかなり性能がよくなつて、紙と紙がくつついたりしなくなつたんやけど、小さい字の部品なんかは飛んでしまうんや。

◎ 7頁の終りから6行目にこちらの校正ミスがあります。

この手紙に出て来る修さん

あとは蛇足ふうに――

10頁からの泉水さんの意見陳述書を読めばわかると思うけど、泉水さんは獄中でさぞやたくさんの文章を書いてきはつたんやなあという印象です。
たとえば、遅食の許可を得るにも、担当官に面会を申し出るにも、泉水さんはいちいち願筆紙に文章を書いてきはつたんやなあ――

すごく書きなれた字で、達筆。そしてやたらめつたら漢字が多いんや。「順変」のように監獄用語というのか、世間では知らない特殊な字もあるけど、わたしが平仮名でしか使つたことのない「扱」とか「然う然う」とか「抑々」とか……も、ふつうに漢字やねん。わたしには読めない字がたくさんあつて先に進むのがたいへんや。

それでいろいろ、辞書で調べてルビをつけたんやけど、先月面会した時に、「泉水さんは、監獄で字を覚えたというてはつたけど、どんな本を読んでもなんに漢字をおぼえたんですか?」って聞いてみた。すると――

「私は高校もほとんど行つてないし、もともと勉強は苦手なんですが、千葉刑務所で印刷所に配属されたんです。そこで原稿を読みながら活字を拾つて箱枠に入れる植字工をやらされて、それから活字を作る鋳造工をやつたんです。これは漢字の書体を覚えないとできませんから……」と。

泉水さんは腕のいい活版印刷工やつたんや。わたしとしては手紙をもつとびらかなで書いてほしいところやけど、泉水さんにとって漢字は、もう身体に馴染んでしまつたものやし、漢字が好きなんやろね。

でも、いまはもう活字 자체つくらないし、活字を拾う印刷屋さんは、この国からほとんどなくなつてしまつた。そのことひとつとっても、泉水さんがどんなに長く監獄での暮らしを強いられているかを思つてしまつ。

求む!傍聴人

泉水博さんとの
獄中獄外交通権回復のための
国家賠償請求共同訴訟

【第6回口頭弁論】

日時: 2012年10月18日(木) 15時~

場所: 岐阜地方裁判所 302号法廷

カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

泉水国賠通信 n-ro3

発行日 2012年7月20日

発行 泉水国賠通信編集人

連絡先 〒105-0004

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル5階

救援連絡センター 気付